

「処方薬」及び「処方箋」に係る掲示

○一般名処方について

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行っております。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般処方名によって、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

○長期処方について

当院では患者さんの状態に応じ、28日以上長期処方を行う対応が可能です。

※薬剤成分により長期処方ができないものがございます。

※長期処方が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

※医師の判断、患者さまの病状によりリフィル処方の対応も行っております。

○後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして厚生労働省の方針に従い、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

当院では医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されており医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性がございます。なお、変更する場合には患者さまにご説明させていただきます。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

【後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは】

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

○バイオ後続品（バイオシミラー）の使用促進について

当院では、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして厚生労働省の方針に従い、入院及び外来においてバイオ後続品（バイオシミラー）を積極的に採用しています。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

【バイオ後続品（バイオシミラー）とは】

バイオ後続品は先行バイオ医薬品と品質がほとんど同じで、同じ効果と安全性が確認された薬剤です。